参考資料２

有馬高槻断層地震を仮想した自治体ヒアリング結果

第二回（平成 14 年 3 月 18 日）国土交通省委員会資料

１．災害の発生

１－１　前提事項

（１）災害想定　　：　冬の夕刻、有馬高槻構造線～六甲断層帯による地震を想定する。家庭では夕飯の調理が始まり、都心部には会社帰りの通勤者が町に出だしている頃と考える。

（２）被害想定方法：　各自治体の被害想定を元とする。　複数府県市の被害想定を調整し、近畿圏域で震度 6 弱未満の地域、震度 6 弱以上 7 未満の地域、震度 7 以上の地域をそれぞれ想定する。

（３）検討範囲　　：　被災自治体及び要請を受けた応援機関が緊急・応急活動を行う際の後方支援業務のなかで、これら主担当の機関では対応しきれない活動内容を検討対象とする。

（４）その他の前提：

- 基幹的広域防災拠点の所在について
  まだ近畿圏には、近畿圏全域をカバーする基幹的広域防災拠点がないものとして応急対策活動の進展を考える。

- 政府の合同現地対策本部について
  地震後、政府はただちに被災地周辺にて合同現地対策本部を設置するものとする。この合同現地対策本部は、府県間にまたがる調整のほか、緊急時には自治体災害対策本部の代替も果たすようなものとする。

- 合同現地対策本部の設置場所について
  合同現地対策本部の設置場所については、被災地域内に設置するか被災辺縁地域に設置するか、また基幹的広域防災拠点内に設置するかそれとは独立に適所に設置するか、いくつかの考え方がある。

  今回の例では、被災辺縁地域で国の現地機関が多く集まる大手前合同庁舎に設置されるものと仮定する。

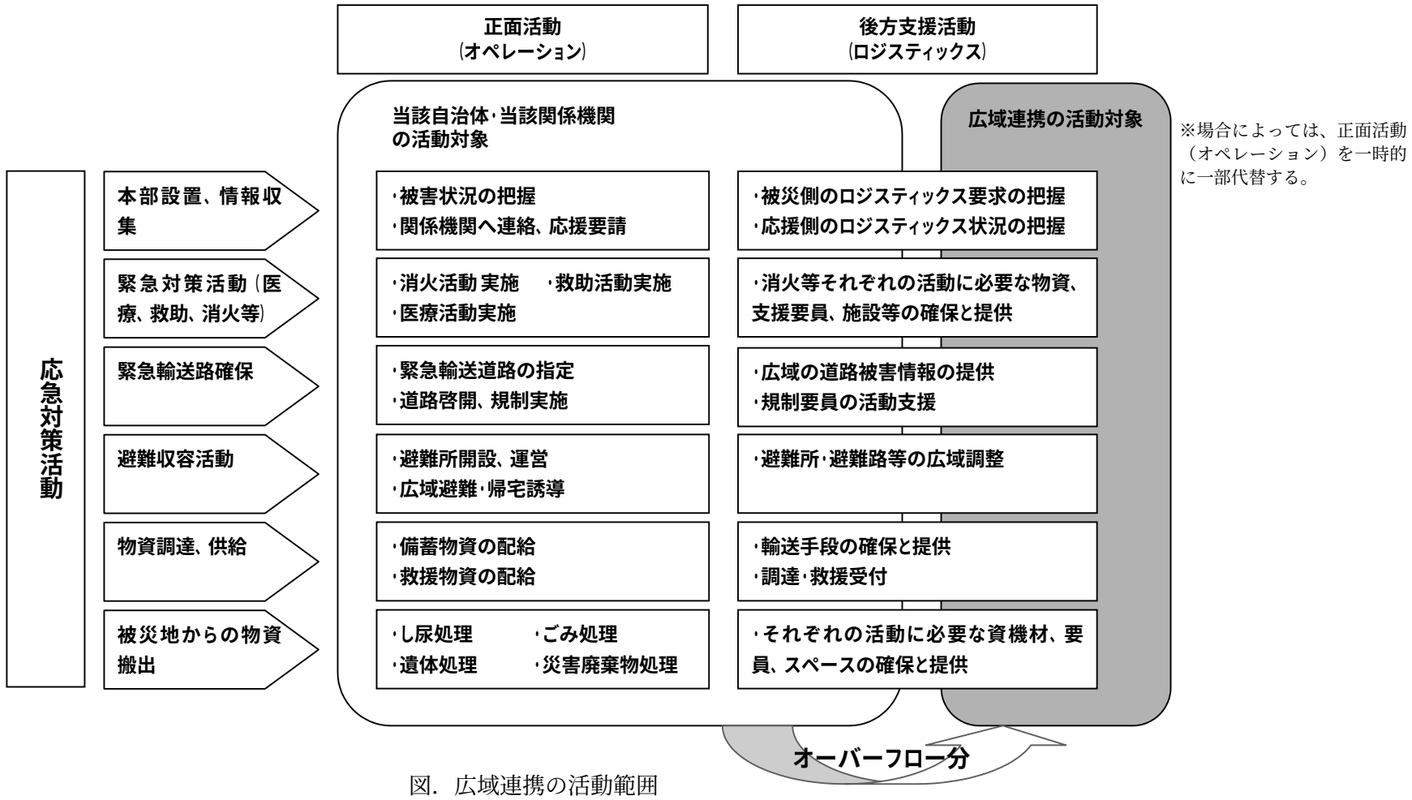

図．広域連携の活動範囲

１－２　被害様相

（１）人的被害・建物被害想定

	大阪府	兵庫県	
人的被害			■人的被害集中地域 以下の人口稠密な地域で甚大な人的被害が発生する。 ・兵庫県日本海側沿岸部（加古川から尼崎にかけて） ・兵庫県東部（伊丹、川西、宝塚） ・大阪府淀川流域（大阪市北区～中央区から守口市、枚方市にかけて） ・大阪府北摂地域（豊中、吹田、茨木など） ・京都府南部（八幡市、宇治市、京都市南部） 特に以下の地域は断層に近く激甚な揺れが発生するため、甚大な人的被害に加えて道路構造物や建物などの損傷が大きいと考えられる。 ・神戸市南東部　・阪神地域（芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市） ・大阪府北摂地域（豊中市、吹田市）
死者	3,702 人	12,073 人	
負傷者	43,195 人	62,011 人	
建物被害			
大破・全壊	31,249 棟	165,086 棟	
中破・半壊	122,123 棟	144,066 棟	
火災被害	25,236 棟	最大 67,542 棟	
避難者数	206,729 人	405,146 人	
罹災者数(※1)	701,283 人	1,397,055 人	
帰宅困難者数(※2)	－	神戸市被災の場合 約 31 万人	

※1：「罹災者数」の定義は、「災害により建物の全壊、半壊、消失等により被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯の構成員の数（大阪府地域防災計画）」とする。また兵庫県での罹災者数は、大阪府での避難者数と罹災者数の比をもとに、避難者数から想定した。

※2：現在関西広域連携協議会検討中の数値を、参考として記載した。（検討における前提は、平日の午前 11 時）

（2）輸送インフラ被害の想定

- 道路網

断層近傍の緊急輸送道路においては、激震のため橋脚などの構造物の破損、路面破壊、沿道建築物の倒壊など阪神・淡路大震災と類似の障害が発生する恐れがある。このことから、これらのうち次のような高架自動車専用道路は長期間、それ以外の一般道は被災後数日程度通行不能になることを仮定する。

名神高速道路（尼崎ＩＣ－西宮ＩＣ）、阪神高速 3 号神戸線（姫島ＩＣ－月見山ＩＣ）、阪神高速 5 号湾岸線（北港ＪＣＴ－住吉浜ＩＣ）、阪神高速 11 号池田線（加島ＩＣ－池田ＩＣ）等

- 鉄道網

震度 7 が想定されている地域内の鉄道は長期間、また震度 6 弱以上 7 未満が想定されている地域内の鉄道は 1 ヶ月程度利用不能になることを想定する。

また、被災地域内の地下鉄は、地下構造物の復旧に相当な時間を要することから、長期間利用不能になることを想定する。

- 港湾・空港

震度 6 強～7 が想定されている神戸港、尼崎西宮芦屋港では、耐震バース以外の係留施設は利用不能になることを仮定する。また、臨海部埋立地と内陸をつなぐ橋梁は利用可能とする。

大阪国際空港周辺は震度 6 弱程度と想定されており、被災直後からヘリ離着陸などの利用が可能と想定する。

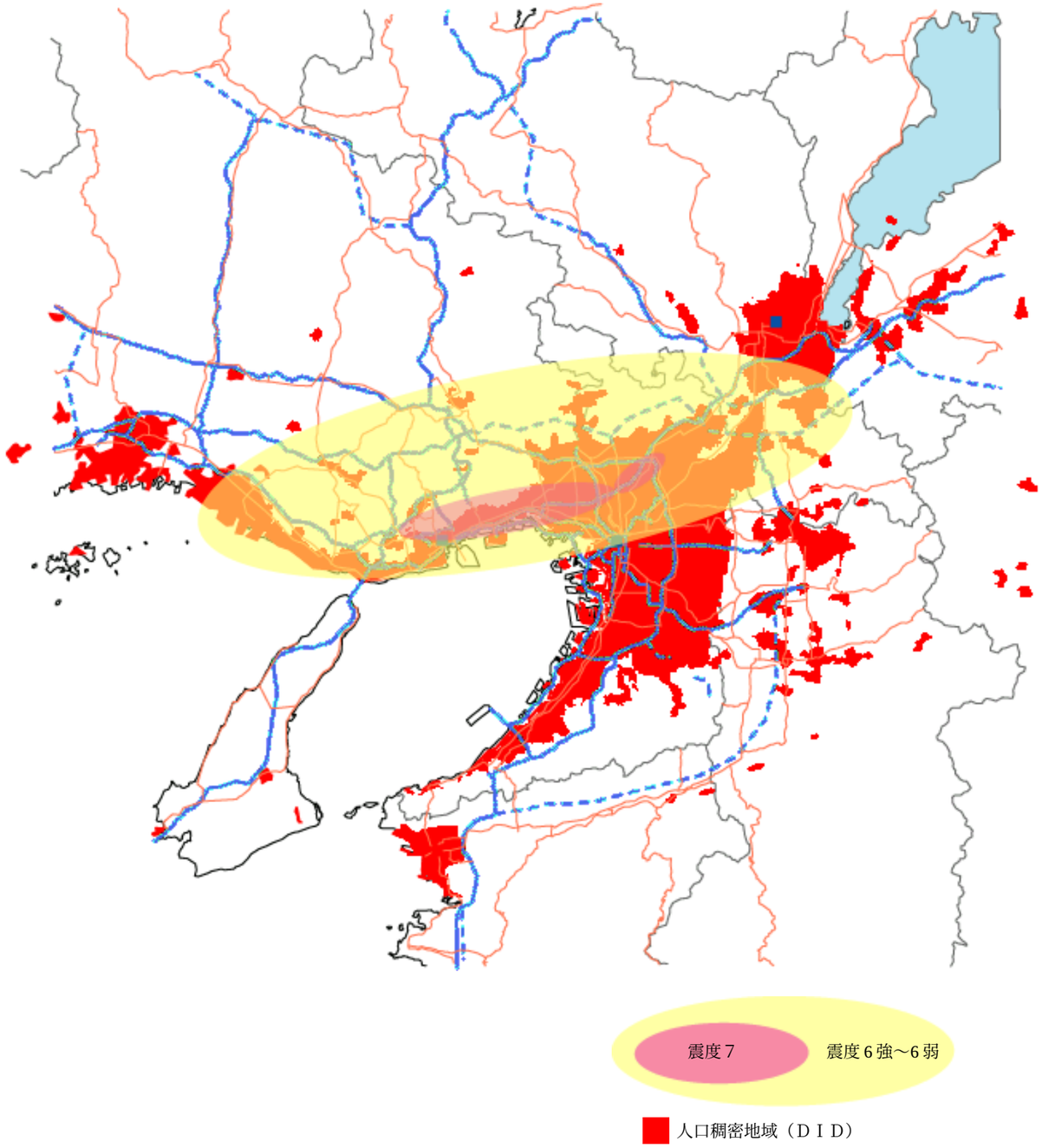

２．応急対策のフロー

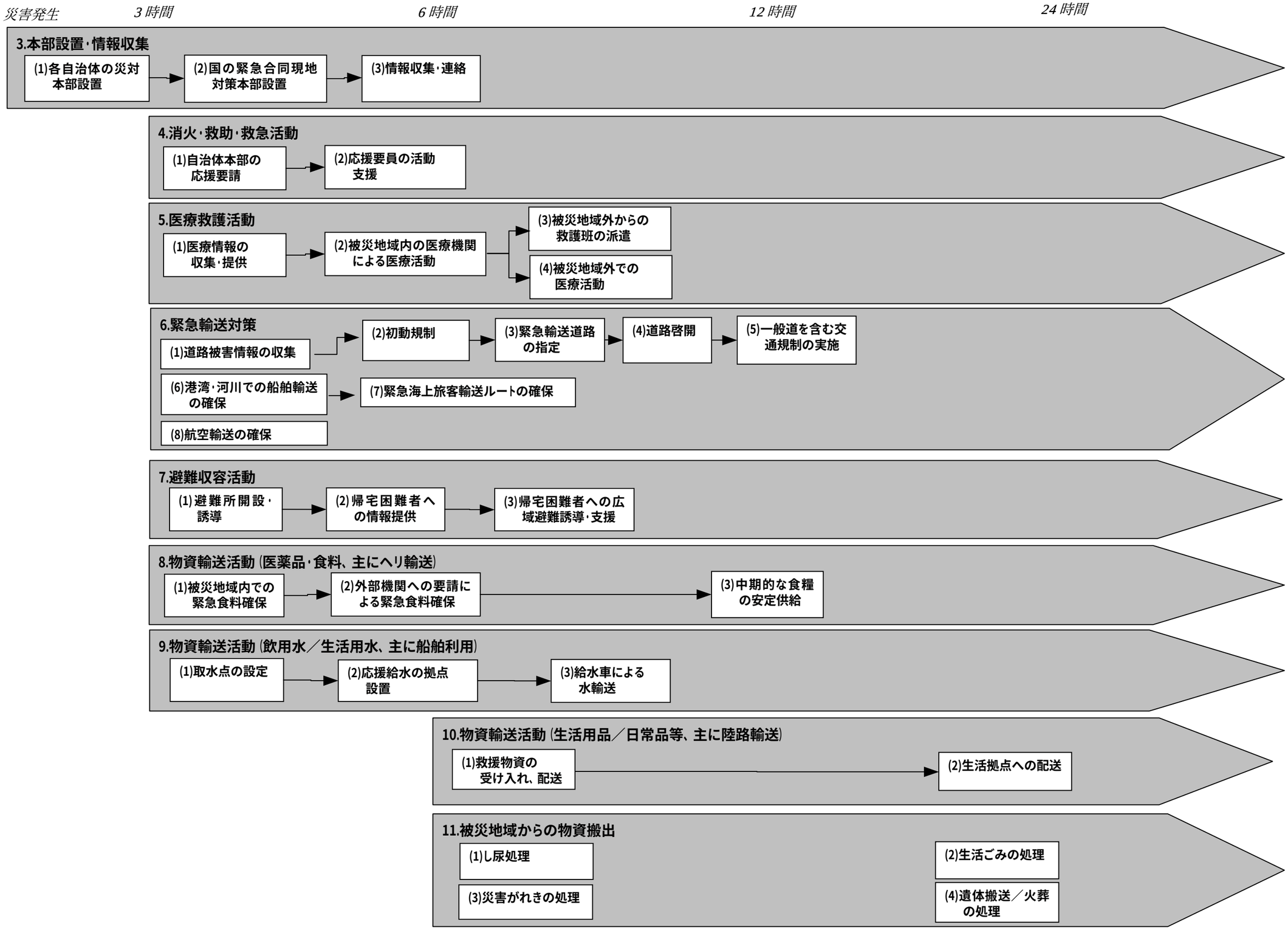
災害発生
3 時間
6 時間
12 時間
24 時間
3.本部設置･情報収集
(1)各自治体の災対本部設置
(2)国の緊急合同現地対策本部設置
(3)情報収集･連絡
4.消火･救助･救急活動
(1)自治体本部の応援要請
(2)応援要員の活動支援
5.医療救護活動
(1)医療情報の収集･提供
(2)被災地域内の医療機関による医療活動
(3)被災地域外からの救護班の派遣
(4)被災地域外での医療活動
6.緊急輸送対策
(1)道路被害情報の収集
(2)初動規制
(3)緊急輸送道路の指定
(4)道路啓開
(5)一般道を含む交通規制の実施
(6)港湾･河川での船舶輸送の確保
(7)緊急海上旅客輸送ルートの確保
(8)航空輸送の確保
7.避難収容活動
(1)避難所開設･誘導
(2)帰宅困難者への情報提供
(3)帰宅困難者への広域避難誘導･支援
8.物資輸送活動（医薬品･食料、主にヘリ輸送）
(1)被災地域内での緊急食料確保
(2)外部機関への要請による緊急食料確保
(3)中期的な食糧の安定供給
9.物資輸送活動（飲用水／生活用水、主に船舶利用）
(1)取水点の設定
(2)応援給水の拠点設置
(3)給水車による水輸送
10.物資輸送活動（生活用品／日常品等、主に陸路輸送）
(1)救援物資の受け入れ、配送
(2)生活拠点への配送
11.被災地域からの物資搬出
(1)し尿処理
(2)生活ごみの処理
(3)災害がれきの処理
(4)遺体搬送／火葬の処理

３．本部設置、情報収集

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題 A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み・整備	広域連携／国で必要な活動
(1)各自治体の災害対策本部（以下「自治体本部」）設置 ＜発災後１時間以内に開始＞	防災計画に従い、以下の各拠点にて設置 兵庫県：災害対策センター（神戸市中央区） 神戸市：神戸市役所（神戸市中央区） 大阪府：大阪府庁（大阪市 大阪市：大阪市役所（大阪市北区） ＜想定地震における状況、懸案＞ 特に神戸市中央区周辺は震度 7 の激震が想定されている。	**A：** **B：**本部施設周辺の交通被害により、要員参集が遅れる。 **C：**本部施設の損壊により、想定していた施設が使用不能になる。代替拠点での本部設置となるため、初動が遅れる。	・職員へ携帯端末配布 ・非常参集の事前取り決め ・待機宿舎の整備 ・本部施設の機能・耐震性強化 ・代替拠点の整備　　等	・被災直後、各地域被災状況の収集
(2)国の緊急（合同）現地災害対策本部（以下「国現地本部」）設置 ＜発災後１時間以内に開始＞	以下の２つのパターンが考えられる。 ■被災辺縁地域にて設置 ・該当地域に位置する基幹的広域防災拠点内に設置 ・国の出先機関が多く集まる大手前合同庁舎内に設置 ■被災地域内にて設置 ・該当地域に位置する基幹的広域防災拠点内に設置 ・特に被災の激しい地域での活動を行うため、兵庫県公館あるいは地方合同庁舎に設置	**A：**迅速に適切な位置に本部を設置するための、被害の範囲／概要規模などの情報が当初は手に入らない。 また、常設の組織とはならないため、非常時に各種設備の利用が困難になる恐れがある。 **B：**被災地域内にて設置する場合には、周辺の交通被害が激しいため、要員の参集が困難になる。 **C：**施設の損壊により、本部設置を想定していた施設が使用不能になる。		・非常参集の実施 ・被害想定モデルの事前準備 ・本部施設の交通アクセス確保 ・本部となる複数施設の代替性確保
(3)情報収集／連絡 ＜発災後から継続して実施＞	それぞれの対策本部は、以下の活動を行う。 ・自治体本部による被害状況把握 ・各自治体ごとに、地域防災計画に定められた国の機関、民間機関など協力団体への応援要請等連絡 ・自治体本部と国現地本部との連絡 ＜想定地震における状況、懸案＞ 夕刻から夜にかけての被災であるため、上空等からの目視による被害状況確認が困難となり、情報収集に時間がかかる恐れがある。 大阪府、兵庫県といった複数府県市と複数の国関係団体との交信が同時に発生する。また被災した自治体本部に遠隔地からの問い合わせ等の電話が殺到する恐れがある。	**A：**府県市内の各機関自体が被災し、断片的な情報しか収集できなくなる。 また、複数の被災府県市、複数の応援府県、国の機関、民間機関といった多くの主体間で情報が錯綜し、全体としての正確な情報の所在が不明確になる。 **B：**無線アンテナやコンピューターなどの情報機器が転倒／破損することにより、情報ネットワークが利用不能になる。 また要員面では、要員が遠隔地からの問い合わせ等の電話への対応に追われることで、本来優先的に行うべき情報収集／連絡活動に支障をきたす。 **C：**通信回線の途絶、輻輳などにより、必要な機関との連絡がとれなくなる。 また、ヘリによる情報収集に際しては、被災上空に殺到するマスコミヘリ等との間で衝突の危険が生じる。	・リアルタイム被害情報収集、意思決定支援など、防災情報システムの運用／高度化 ・各種応援協定の締結と迅速な応援に必要な情報（担当者、集積所、等）の明確化、 ・災害広報の実施 ・情報機器、通信システムの耐震性強化、ネットワークのマルチルート化等	・被害想定モデルの稼動 ・広域的な被害状況の把握、被害想定の補正 ・担当者リスト等、関係団体との連絡窓口準備 ・被災地への問い合わせ軽減 ・被災地上空の安全確保 ・テレビ局等と連携した細やかな広域被災情報提供

４．消火・救助・救急活動

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み・整備	広域連携／国で必要な活動
(1)自治体本部の応援要請 ＜発災後 3 時間以内に実施＞	各自治体本部は、協定にもとづき他自治体への応援要請、自衛隊派遣要請、警察・消防・医療機関への広域応援要請を行う。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 兵庫県、神戸市の本部拠点近辺では震度 7 が想定されており、自治体本部自身が被災した場合、直後の混乱の中で積極的な応援要請が行えない可能性がある。 また逆に、兵庫県、大阪府から一つの応援主体に一斉に応援要請が出されることもありえる。	A：自治体からの応援要請が遅れ、応援要員は待機せざるを得なくなる。自主派遣しようにも派遣規模や派遣場所を決定するだけの情報が得られず、待機する。 また、一つの自治体が複数の応援主体それぞれに要請を行うことにより、応援する側同士の効果的な応援活動のための連携が行えない。 協定については、近畿圏での協定は進んでいるが、近畿圏以外との情報のやりとりがどう生かされるかが課題。 B：複数府県市から一斉に要請を受けた応援主体が、量的制約のため全ての要請に応じることができなくなる。そのため、優先的に応援する地域を決めなければならない状況になる。 C：	・応援可能量の調整や参集場所など、応援要請実施の運用詳細化 ・合同防災訓練への参加	・近畿圏全体の被害状況／応援実施状況把握 ・各応援機関への一元的な情報提供 ・応援機関が一堂に会して役割分担を行う場の設定
(2)受援のための連絡・調整 ＜発災後 3 時間以内に実施＞	各自治体本部と応援要員との間で、応援要員の活動内容、参集場所とそこまでの経路など、応援受入れに必要な情報を共有し、調整を行う。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 被災範囲が兵庫県、大阪府にまたがる広い範囲におよぶため、被災地域ごとの必要人員の見積もり、参集場所までの道路の被害状況や混雑状況などを応援要員、自治体本部とも把握できないことが予想される。	A：被害状況が把握できないため、応援要員に対し、参集場所までの適切な経路と所要時間を伝えることができない。 B： C：通信回線の輻輳などにより、応援期間との緊密なコミュニケーションがとれない。	・関係機関との間で平時からの受援計画調整 ・関係機関との通信網確保	・被災自治体と応援機関との連絡仲介
(3)応援要員の受入実施 ＜発災後 3 時間～１日から開始＞	応援要員は活動現場へ向かう前に、自治体本部からの詳細指示を受けるため、一次参集場所に集合する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 自衛隊伊丹駐屯地周辺で震度 6 強が予想されており、路面破壊や橋梁落下の恐れがある。	A：応援要員が、参集場所までの適切な経路と所要時間が分からないまま出発し、参集の遅延などにより初動時の計画的な救援活動ができなくなる。 B：自治体本部の、被災地域ごとの必要人員見積もりと実態との間にずれがあり、現場での応援要員の過不足が発生する。 C：大量の人員投入が可能な自衛隊駐屯地近隣などで交通途絶が起こり、参集が遅れる。 また、被災自治体の庁舎近隣など参集適地が損壊／周辺道路途絶などで使用不能となり、自治体内では適切な参集場所を設定できなくなる。	・要員の参集場所となる防災拠点、オープンスペース整備 ・緊急輸送道路指定と早期の道路規制実施 ・府県市内各機関からの被害情報収集システム整備、地域ごとの被害想定把握	・被災域外での一次参集場所の代替 ・応援要員の派遣場所から一次参集場所までの交通アクセス確保
	自治体本部は、被災地内の地理に暗い応援要員のため、応援活動単位ごとに案内として地元職員を同行させる。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 被災が激しい神戸市の庁舎の場合、参集場所を別途設定し、地元職員を案内要員として派遣・待機させるという対応が懸念される。	A:案内要員である職員と自治体本部との無線連絡がとれず、効率的な応援要員の誘導が実施できない。 B：応援要員の増大に伴って地元職員の負担が増加し、要員不足が発生する。 C：	・地域の詳細地図、職員への携帯連絡端末や GPS など、迅速な案内に必要な装備 ・応援車両との連絡方法整備	・参集場所での応援内容・応援場所に関する詳細情報提供
(4)応援要員の後方支援 ＜発災後 3 時間～１日から開始＞	自治体本部は、応援要員の食糧、寝具、宿泊施設等を手配する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 被災規模・応援規模ともに東西に大きく広がっているため、応援要員用の資源を住民に提供するなどして、資源が不足するおそれがある。	A：応援要員に提供する資源（食糧、寝具、宿泊施設）の総量が把握できなくなる。 B：自治体内で応援要員に提供する資源が不足し、職員がそれらを調達するための手配に追われる。 C：自治体内での宿泊施設が尽きたために応援要員が十分休息できず、応援活動の中での事故等が発生する。	・資源管理データベースなど情報システム整備 ・対策要員用備蓄 ・緊急時の宿泊利用可能施設の共用を事前に調整	・応援要員の自給自足体制を確保する装備 ・応援要員の宿泊設備提供

５．医療救護活動

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み・整備	広域連携／国で必要な活動
(1)医療情報の収集・提供 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	自治体本部は、人的被害･医療機関被害状況、活動状況および被災地医療ニーズについて把握し、域内市町村、住民、ライフライン事業者等へ情報提供を行う。	A： B： C：	・広域災害・救急医療情報システムの整備	
(2) 被災地域内の医療機関による医療活動 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	被災地域内の自治体および医療関係機関は、速やかに医療救護班を編成し、参集場所まで搬送する。 　また自治体等は、応急救護所を設置・運営する。	A： C：	・医療関係機関での緊急車両整備 ・応急救護所設置場所の事前調査	
(3) 被災地域外からの救護班の派遣 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	府県本部は、必要に応じて国及び他府県に対して医療救護班の応援派遣要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行う。応援医療要員に対して、被害規模などの情報提供や参集場所の指示等を行う。 　応援医療要員は、緊急車両やヘリを用いて、指定された参集場所へ移動する。	A：複数府県市から一斉に要請を受けた応援医療機関が、量的制約のため全ての要請に応じることができなくなる。そのため、優先的に応援する地域を決めなければならない状況になる。 B：道路交通渋滞のため、域外からの応援医療要員が迅速に現地に到達できない。 C：ヘリポート適地が、被災直後に住民の避難場所となってしまい、医療搬送用として活用できなくなる。	・近畿 2 府 7 県応援協定等、応援協定の締結 ・災害時用ヘリポートの調査・設定 ・被災地内のオープンスペースの迅速な確保	・医療需要と応援状況の一元的な把握、情報提供 ・応援医療要員の被災現場までのアクセス確保
(4) 被災地域外での医療活動 ＜発災後 3 時間～1 日以内に開始＞	府県本部は、被災を免れた災害医療機関、あるいは他府県の医療機関での患者の受入れ病床確保を依頼する。 　後方医療が必要な患者を、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けながら、陸上・ヘリコプター・船舶を用いて搬送する。	A： B：救急車、ヘリコプター等の搬送手段が不足する。 C：	・他府県消防本部との広域航空消防応援協定の締結 ・民間ヘリ利用の調整	・ヘリ利用状況の一元的な把握、情報提供

６．緊急輸送路確保

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み・整備	広域連携／国で必要な活動
(1)道路被害情報の収集 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	道路管理者と府県警察は、被災地域内の道路被害を把握し、防災情報システムを用いるなどして自治体本部と所轄官庁への報告を行う。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 道路上の監視モニターや ITV 等の機器が損傷した場合、目視による状況把握の負荷が高まる。 夕方～夜間の被災した場合、上空からの被害確認が困難になる。	A：道路監視施設、交通管制施設、およびそれらの間の通信網等の破損により、迅速な被害状況把握ができなくなる。 また、別個の道路を管理する道路管理者の間で被害情報が共有されず、全体としてどの道路が利用可能なのか把握できなくなる。 B：被災範囲が広いため、警察要員は初動時に主に救出活動に動員され、道路状況把握のための要員が不足する。 C：	・各機関からの被害情報収集のための情報システム、通信システム整備 ・連絡系統など運用の明確化	・より迅速なインフラ被害情報収集のオペレーション計画 ・ヘリ等を用いた上空からのインフラ被害確認 ・複数の道路管理者が持つ道路被害情報を迅速に収集
(2)初動規制 ＜発災後 6 時間以内に開始＞	道路管理者は、初動規制として自専道など高規格道路などの全面規制を行う。また府県警察は、被災辺縁域での一般車流入規制、交通整理を実施する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 夕方に被災した場合、その後迅速に規制を開始しても、大阪市、神戸市などの都心部ではすでに被災域内の一般道に多くの流入車両が存在するため、緊急輸送路を確保するまでには相当な時間と要員が必要になると予想される。 また、被災範囲が広域におよぶため、初動規制の対象となるべき路線も増加すると予想される。	A：府県警察では、当初他府県市での被害状況が把握できないため、流入規制を効果的に行うことができない。 B：被災範囲が広いため、警察要員は初動時に主に救出活動に動員され、道路規制のための要員が不足する。 C：		・広域でのインフラ被害状況を一元的に把握、府県警察等へ迅速な情報提供 ・応援警察官の一次参集、速やかな現場派遣
(3)緊急輸送道路の指定 ＜発災後 12 時間以内に実施＞	府県警察は、各自治体本部との協議の上、災害対策法に基づく緊急輸送道路指定を行う。 被災範囲が広いため、被災地域内を通る他地域への輸送は困難であると予想される。 このことから、外部からの、被害の大きい人口稠密な地域への直接のアクセスを重視した緊急輸送道路の選定が予想される。 ・神戸市南東部へのアクセス （北から）新神戸ＴＮ （西から）山麓ＢＰ ・阪神地域へのアクセス （北から）六甲北有料道路 中国宝塚ＩＣ→市道 中国豊中ＩＣ→171 号 （東から）国道 2 号、43 号 ・大阪府北摂地域へのアクセス （北から）中国吹田ＩＣ （東から）近畿道摂津北ＩＣ ＜想定地震における状況、懸案＞ 阪神間の中国道付近で激しい揺れが予想されており、吹田 IC から宝塚 IC までの間が不通となる恐れがある。通行量の多い時間帯の場合、地震後の放置車両も問題になる。 また、この区間は阪神間被災地向けの主要アクセス道路として長期間の規制が想定される。	A：被災範囲が広いため被害状況の確認に時間がかかり、最低限の情報で緊急輸送道路指定の判断をしなければならなくなる。 また、複数の府県警察が、複数の自治体本部による応急活動を考慮した広域の緊急輸送道路指定を行うことになるため、迅速な意思決定が困難となり初動対応が遅れる。 B： C：震度７の激震によって中国吹田ＩＣが使用不能になり、大阪北地域へのアクセスと阪神地区への連絡が困難になる。さらに、中国吹田 ―宝塚間が震度 6 強の揺れで不通となり、阪神地区への陸路からのアクセスが困難になる。 またこれらの区間が通行可能であったとしても、臨海部道路と中国道がともに通行不能となることで、近畿圏を通る一般の東西物流は長期間停滞することになる。	・府県間での、広域緊急輸送道路に関する平時からの調整	・広域での応急対策状況を一元的に把握、府県警察等へ迅速な情報提供 ・陸路アクセスが困難と予想させる地域へのアクセス確保（他モード輸送確保、インフラ耐震性強化） ・被災地域の広域迂回路確保

(4)道路啓開 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	道路管理者および所轄官庁は、がれき撤去や道路施設の応急措置を行って、輸送ネットワークの機能を回復する。	**A：** **B：** **C：**橋梁補修など大規模な復旧を必要とするような道路施設について、近隣に作業スペースを確保できないため作業効率が低下する。	・建設資機材の備蓄 ・建設資機材提供、復旧活動について建設業協会との協定締結	・建設資機材の備蓄、建設業協会等との協定 ・広域的な復旧計画の作成 ・枢要なインフラ施設の迅速な応急復旧
(5)一般道を含む交通規制の実施 ＜発災後 12 時間以内に開始＞	府県警察は、被災府県および協定にもとづく応援を含む警察官を派遣し、検問設置、規制車両への迂回路指示、規制除外車両の認定などの交通規制を実施する。	**A：**現場の混乱下で、緊急車両の識別が困難になる。 事前届出による確認も、府県ごとに届出が異なり混乱する。 **B：**広域の路線規制を行うため、警察官要員および交通規制用資機材の適正な配分が困難になり、必要とする箇所でこれらが不足する。 **C：**	・緊急輸送車両の事前届出制度の運用	・各府県間で統一的な事前届出制度 ・広域での交通実態の早期把握 ・交通整理隊の大量動員、一次参集 ・規制内容の広報
(6)港湾・河川での船舶輸送の確保	自治体本部は、港湾管理者や河川管理者等の関係機関との連絡により、港湾、河川構造物および船舶の利用可能状況と、各管理者による応急復旧状況を把握する。	**A：** **B：** **C：**		・港湾・河川の利用可能状況を一元的に把握 ・他モードとの連携を考慮した緊急輸送ネットワーク確保 ・港湾・河川施設へのアクセス確保
(7) 緊急海上旅客輸送ルートの確保 ＜発災後 12 時間以内に開始＞	大阪湾沿岸の各自治体は管理する利用可能な岸壁施設の把握（フェリー岸壁を含む） ＜想定地震における状況、懸案＞ 阪神大震災後、明石大橋架橋により旅客船等の船舶が減少している。	**A：** **B：**供給力不足が生じないか **C：**耐震バースに接岸できるか、また、岸壁が不足する場合をどうするか。（小規模なメガフロートの利用）	・大阪湾沿岸の利用可能な岸壁施設に関する平時からの調整	・旅客船等が発着できる岸壁施設を一元的管理 ・岸壁までのアクセス方法の把握 ・旅客船事業者（団体）へ緊急輸送可能船舶の把握及び事業者への緊急輸送の要請、必要許認可、就航航路の広報 ・供給力不足の場合、近隣関係局へ応援依頼
(8)航空輸送の確保	自治体本部は、空港管理者等の関係機関との連絡により、空港及び航空機の利用可能状況、空港管理者による応急復旧状況を把握する。 　また、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、開設するヘリポートを指定する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 　海外からの支援受け入れ拠点となる関空は被災地から遠く、また受け入れ時の通関手続きなどに時間がかかるおそれがある。	**A：** **B：** **C：**道路、鉄道等陸路とのアクセス不全による災害対策機能の減少が懸念される。		・空港、ヘリポートの利用可能状況を一元的に把握 ・他モードとの連携を考慮した緊急輸送ネットワーク確保 ・空港、ヘリポート施設へのアクセス確保 ・幹線の貨物機輸送とフィーダーのヘリ輸送を複合化した航空機能

７．避難収容活動

※（２)、（３）の帰宅困難者への対応については、関西広域連携協議会にて検討が行われている、神戸市被災時の内容をもとに記載

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み	広域連携／国で必要な活動
(1)避難所開設・誘導 ＜発災後 2 時間以内に開始＞	自治体本部は、発災後直ちに避難所を開設し、周辺住民に周知する。避難者を受け入れて避難所運営を行い、収容されている避難者に関わる情報の早期収集を行う。	**A：** **B：**避難所指定されていない防災施設への管理者の到着が遅れ、避難者がそこへ入り込むことによって施設で想定されていた防災活動が行えなくなる。 **C：**避難所自体が被災によって使用不能になり、避難者数に対して避難所の数が不足する。 　また、水供給量の不足のため、被災者の入浴への要望をかなえられなくなる。	・広域避難所、収容避難所などの事前設定、整備 ・避難所指定外の防災施設での、流入する避難者に対する迅速な誘導	・広域的に、使用可能な避難所の数と避難者数を把握 ・他府県への広域避難の調整 ・ホテルシップや入浴提供等、収容施設としての船舶利用
(2)帰宅困難者への情報提供 ＜発災後 2 時間以内に開始＞	自治体本部は、近隣自治体、関係機関と連絡を取るとともに、帰宅困難者が必要とする情報を適時／的確に収集し提供する。	**A：**府県境界を越える避難経路の稼動状況がつかめず、全避難経路の安全性について、情報が得られない場合がある。 **B：** **C：**	・事前の各関係機関との調整 ・駅頭での同報無線スピーカー、案内板等による情報提供の実施 ・集客施設等大量の人口が滞留施設での、混乱防止策の整備	・道路状況、混雑状況の広域的な把握 ・マスコミ、携帯電話等を利用した情報発信 ・交通司令塔として運行面に対する事業者への指示 ・主要交通機関とのホットライン確立・創設
(3)帰宅困難者への広域避難誘導・支援 ＜発災後 6 時間以内に開始＞	事前に決めた避難路へ帰宅者を誘導し、徒歩での帰宅を要請する。高齢者など災害時要配慮者は、代替交通のターミナルへ誘導する。 　帰宅避難ルートの安全性確認を行うとともに、帰宅支援施設を避難路上に設置し、途上の帰宅者へ適切なサービスを提供する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 　神戸市の場合、以下の規模と避難路が想定される。 　東方向(想定 15.5 万人)： 　　国道 2 号、43 号、171 号 　西向き(想定 13 万人)：国道 2 号 　北方向(想定 2.5 万人)：国道 428 号 　また冬の季節には、被災地で一晩宿泊しようとする多くの帰宅者が寒さをしのぐ手段が必要である。	**A：**帰宅者への道路情報等提供不足の発生 　代替交通機関情報の提供不足の発生（広域・乗継等） 緊急旅客輸送開設後の避難者への発着場所の広報の方法 **B：**輸送を担うバス、利用可能船舶等の輸送手段が不足する。 **C：**避難経路に橋など人流を妨げる施設が存在する場合、これらの地点で混雑が発生する。 　数千人が一度に代替交通を利用しようとした場合、代替交通ターミナルでの滞留が困難になり危険性が高まる。	・「避難計画地図」の作成、更新 ・道路、沿道の建築物等についての通行安全性の確認、確保 ・港湾岸壁、航路についての航行安全性の確認、浮き桟橋の確保	・旅客船等が発着できる岸壁施設を一元的管理 ・岸壁までのアクセス方法の把握 ・旅客船事業者（団体）へ緊急輸送可能船舶の把握及び事業者への緊急輸送の要請、必要許認可、就航航路の広報 ・供給力不足の場合、近隣関係局へ応援依頼 ・ＩＴによる計画配車が可能となる様な車両装備

８．物資輸送活動（食糧、主にヘリ輸送）

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み	広域連携／国で必要な活動
(1)被災地域内での緊急食糧確保（被災後 3 日程度分） ＜発災後 3 時間以内に実施＞	自治体本部は、協定にもとづき、県内／市内の学校給食センターや民間業者に対してパン／おにぎりなど加工済み食品の供出を要請する。それらと自治体の備蓄をあわせて、県内各市役所／市内各区役所へ輸送する。	A：緊急時に、迅速域内の流通業者の物資保有量が把握できない。 B： C：	・緊急用食糧の備蓄 ・食糧供給業者等との協定締結	
(2)外部機関への要請による緊急食糧確保（被災後 3 日程度） ＜発災後 3 時間以内に開始＞	自治体本部は、他府県市および政府備蓄食糧の提供を要請する。一次受入拠点は、事前調整済みのもののうち、人口稠密地域に近く被災辺縁部に位置し、またヘリ離着陸可能なオープンスペースが用いられる。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 一次物資受け入れ拠点として、以下の拠点などが想定される。 (兵庫県)三木震災記念公園(仮称)[308ha]、しあわせの村[205ha]、 西猪名公園[5.4ha]（ヘリ:東久代運動公園）、甲子園浜海浜公園[49ha]（ヘリ:鳴尾浜海浜公園） (神戸市)シルバーカレッジ (大阪府)万博公園[264ha]、大阪国際空港[317ha]、大阪城公園東部地区 (大阪市)大阪城公園東部地区 初期の被災情報が少ないなかで、当面の必要量を見積もらなければならない。	A：時間と共に正確な被災状況が把握されるにつれ、各拠点への集積量と域内の必要量との間に過不足の差が発生する。 B： ヘリの利用が各地域で活発になり、ヘリそのものの絶対量が不足する。 C：	・協力府県と、事前の受入地点調整 ・ヘリなど輸送手段供給についての、事前調整 ・ヘリポートの整備、緊急時臨時ヘリポートの確保	・民間ヘリ利用について広域的な事前調整 ・受入拠点での必要量と集積量を把握し調整を行う
(3)中期的な食糧の安定供給 ＜発災後 3 日以内に開始＞	域内の流通業者に、食品流通の確保を依頼する。また域内の加工業者に備蓄米などを搬入し、安定的なおにぎり等加工食品の供給を依頼する。 パン、おにぎりなどのメーカーから避難所等各生活拠点まで、ヘリなどを用いて安定的に毎日食事を輸送するシステムを確立する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ また、降雨時ヘリ利用が不可の場合は、陸路輸送にたよらざるを得ない。	A： B： C： 密集市街地の中での端末輸送時の渋滞を避けられず、食糧の定期供給が乱れる。	・土地区画整理事業	・端末輸送部分について緊急時のアクセス確保
（記入欄）				

９．物資輸送活動（飲用水／生活用水、主に船舶利用）

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み	広域連携／国で必要な活動
(1) 取水点の設定 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	水道施設の被害状況を把握し、浄水場、排水池等水供給のための取水点を決定する。	A： B： C：	・水道管施設、管理施設の耐震性強化 ・緊急時の隣接自治体との水道相互提供の整備	
(2) 応援給水の拠点設置 ＜発災後 3 時間以内に開始＞	船舶による大量の応援給水を受け付け、病院や生活拠点への配送のための給水拠点を設ける。 　海に面さない内陸地域では、河川での船運による水供給を行う。	A： B： 船員とは別途港湾側で荷捌き要員が必要となることから、港湾での荷役活動要員が不足する。 C：背後圏に多くの被災人口をかかえる尼崎西宮港で、港湾機能低下により応援給水を受け付けられなくなる。	・他府県市水道部門要員との相互応援協定締結	・港湾施設を拠点とした給水活動 ・河川を利用した、内陸部への大量の水運搬 ・沿岸の水供給拠点からのアクセス確保
(3) 給水車等による水輸送 ＜発災後 12 時間以内に開始＞	被給水車等必要資機材／人員の応援を受け、取水点から病院や避難所等生活拠点への水輸送を行う。	A： B： 近畿圏全体での、給水車の絶対量が不足する。 C：	・各避難所への簡易水槽設置	・水不足状況、応援給水状況の広域的な把握
（記入事項）				

１０．物資輸送活動（日常品等、主として陸路輸送）

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み	広域連携／国で必要な活動
(1)救援物資の受入れ、配送 ＜発災後 6 時間以内に開始＞	被災自治体からの要請による、あるいは他機関の自主判断による救援物資を受入れ、種類、個数など把握を行い管理する。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 被災地の混乱などにより、必要な物資の種類と量、受入場所をはっきりと要請できないおそれがある。	A：被災地からの詳細な要請事項が判明せず、応援他機関が必要物資、その量、輸送場所を把握できなくなる。 B：複数府県市から要請を受けた応援主体が、量的制約のため、優先的に応援する地域を決めなければならなくなる。 逆に、被災自治体に対して、被災直後に不急の物資が大量に届く、あるいは道路事情等により搬入される物資の量が一定しないなど、物資救援と被災現場のニーズとのタイミングが合わない搬入により、被災自治体の負荷が高くなる。 C：	・他府県しとの応援協定での、供給可能物資の把握と受入拠点の明確化 ・輸送拠点の整備（機能、能力の確保）	・受入拠点での必要量と集積量を広域的に把握 ・先を見越した被災現場のニーズ把握 ・一般国民も含めた応援主体への積極的に情報発信 ・近畿圏の被災地全体を対象とした一次集積所設定 ・被災自治体での仕分け負荷軽減 ・被災自治体の計画的な物資配分支援
(2) 生活拠点への配送 ＜発災後 24 時間以内に開始＞	各自治体の集積所から、避難所などの生活拠点へ向けて配送する。	A：通行可能な道路を把握できなく、効率よく配送できない。 B：域内輸送を担うトラック等の輸送手段が不足する。また、食品等を運送する、特種用途の車両の不足。 C：	・トラック協会など輸送手段提供可能な業者との事前調整	・効率的な広域配送計画の作成 ・他府県のトラック協会への支援要請、輸送能力把握・提供
（記入事項）				

１１．被災地域からの物資搬出

活動項目	想定される活動内容と懸案	想定される課題・リスク A：情報の不足 B：要員、輸送手段等リソースの不足 C：ネットワーク容量、空間容量等の不足	各自治体での取り組み	広域連携／国で必要な活動
(1)し尿処理 ＜発災後12時間以内に開始＞	自治体本部は、水洗トイレが使用できなくなった地域に、緊急的な仮設トイレを設置し運営する。迅速な設置と運営を行うため、自衛隊などの協力要請、業者への設置委託を行う。 ＜想定地震における状況、懸案＞ 　下水道普及率が高い地域では、仮設トイレの維持運営になれていないため、混乱が予想される。	A： B：道路の混雑／不通などのため、避難所等生活拠点への設置／日々のし尿収集に時間が掛かる。 C：下水道普及率が進んだ都市部で、仮設トイレ／バキュームカーの絶対数が不足する。また、処理場が甚大な被害を受け、市内あるいは県内での処理可能量が不足する。	・仮設トイレの備蓄 ・設置後の清掃・衛生等運営管理体制の整備	・仮説トイレ供給可能な民間業者との広域的な連携 ・し尿運搬処理を軽減できる機能を避難所等に整備
(2)生活ごみの処理 ＜発災後24時間以内に開始＞	自治体本部は、日々の通常ごみに加えて、災害時に発生した生活ごみの収集、廃棄を行う。	B：道路の混雑／不通などのため、あるいはごみ収集車の不足のため、民家が密集している地域でごみの積み残し等が発生する。 C：ごみ処理場が甚大な被害を受け、市内あるいは県内での処理可能量が不足する。	・資機材の保有、調達方法の整備	
(3)災害がれきの処理 ＜発災後3日以内に開始＞	自治体本部で発生量の推計を行い、応急対策の計画を作成する。 また、広域での対策が必要な場合、関係行政機関等と連携して必要な法制度、広域活動体制の整備を行う。	A：発生量の推計など、全体的な把握に必要なための情報が不足する。 B: C；	・	・広域的ながれき処理計画の策定 ・運搬を担う民間業者との連携、調整
	撤去処理後の中継の仮置場、最終処分場、焼却炉を設定し、海上も含めた搬送ルートを指定し処理を行う。搬送については、近隣府県や運搬業者への応援要請を行う。	A： B: がれきの搬送に必要なトラックが不足する。また、経路の交通渋滞や不通、仮置き場への輸送集中などにより、仮置き場周辺で大きな交通渋滞が発生する。 C；処理に必要な最終処分場、仮置き場のスペースが不足する。	・	・近隣府県で余力のある処理可能施設、オープンスペース等の情報を収集し調整す ・
(4)遺体搬送／火葬の処理	災害の状況に応じて、遺族が遺体の処理、埋葬を行うことができない場合、市町村が変わって実施する。 　被災自治体内での火葬能力では不十分な場合、自治体本部は他府県へ火葬の受け入れを要請し、受け入れ可能な火葬場へ遺体を搬送する。	A： B：遺体を搬送するための車両等輸送手段が不足する。 C：火葬・埋葬までの期間に必要な一時保存のための安置所、棺桶、ドライアイス等が不足する。 　火葬に必要な棺、副葬品などを遠方から調達する際、道路交通渋滞等の影響で到着に時間がかかり、計画的な火葬処理が行えなくなる。	・広域火葬計画などの策定	
（記入事項）				

国土交通委員会　実務担当者会議の結果

平成 14 年 3 月 6 日

1. 広域防災拠点施設の機能･配置に関する意見

会議を通じて、広域防災拠点の考え方･国の対策本部との関係といった点に関して、以下のような意見が出された。

○被災中心には自治体や国の現地対策本部ができ、同時にどこか被災していないところに後方支援する総合調整の場が必要となる。その場所として基幹的広域防災拠点施設と考えてよいのでは。

○中枢機能、人流機能、物流機能を基幹的広域防災拠点施設に集中させたいがどうか。

○基幹的広域防災拠点施設の候補地は、陸路･海路･空路の2つないし3つの機能が重なるところとなるのではないか。

○配置に関して、機能によっては1箇所に決めなくてもよいのではないか。機能に応じて配置を考える、必ずしも人を張り付けないなど、フレキシブルに考えていいと思う。

○拠点での中枢機能としては、応急時の短期的な場合と、もっと長期的な場合とで異なると思う。応急時のダイナミックな活動の場合は国への要望が多く出るが、もっと時間が経つと複数の本部があるのは理解しづらいので、どの本部が責任を持つのかを明確にしないといけない。

２．応急対策活動における広域的な課題

災害時の応急対策活動の内容ごとの広域的観点からの課題について、事務局が素案として提起したものに加えて、以下のような意見が出された。

活動フェーズ	提起された課題／対策
本部設置･情報収集	被災地自身が何もできない状況が発生するため、被災しない自治体が情報収集するシステムが必要。
	被災自治体と消防･警察･自衛隊との連絡調整のため、一堂に会して役割分担を決める場があれば有効だ。
	被災直後、テレビは同じ映像ばかり流すが、テレビ局をうまく使った情報収集の仕組みができないか。複数の局が連携し、局ごとに異なった情報を流す、といったことが考えられる。
緊急対策活動	近畿圏での協定は進んでいるが、近畿圏以外との情報のやりとりがどう生かされるかが課題。
	他府県市に住む職員の、被災時の直近被災地への参集といった要員体制を検討すれば、効率的な広域連携といえるのではないか。
	応援する側もされる側も、あらかじめ応援人数想定をしておくなど、事前の運用計画をきちんと検討しておくことが必要。
緊急輸送路確保	近畿圏全体で　一体となって緊急輸送路が利用できるかどうかが問題。広域的に本当に通れるかどうかの情報提供をする機能を広域本部が持つ必要がある。
	道路被害の情報は、様々な道路管理者の間で情報が一元化される必要がある。
	一方向の「情報提供」ではなく、情報の共有化･相互連携が必要である。
被災域外への搬出	し尿処理に関して、仮設トイレの手配が全国規模になること、配置するのに時間がかかること、し尿回収業者も少なく体制を整えることが困難、といった課題がある。
	し尿に関しては、府県間をまたがる輸送がいざという時に行えないのではないかという懸念がある。
物資の緊急輸送	応援物資は国民が直接送ることが多いので、的確に情報をつかんで国民へ情報を流す仕組みが必要である。
	阪神･淡路大震災時は、緊急輸送車両に必要な「緊急輸送マーク」は県によってルールが異なったが、この点についての広域連携も必要。
	被災後２４時間までで、被災自治体が情報連絡ができず要請できない場合に、国の応援によるいわゆる「フライング発進」の体制と拠点が必要である。
	海がない府県市では、応援給水には河川輸送となることが考えられる。船舶を利用した拠点づくりの検討が必要である。
	被災時の入浴には大量の水を必要とするが、大型船による入浴提供といった利用を検討する必要がある。
避難収容活動	ホテルシップとしての船舶利用の検討が必要である。

以上

（想定地震ごとの応急対策活動検討）

１．有馬高槻構造線～六甲断層帯

■被害様相

（人的被害：地域防災計画より）

	大阪府	兵庫県
死者数	3,702 人	12,073 人
負傷者数	43,195 人	62,011 人
避難者数	206,729 人	405,146 人
罹災者数	701,283 人	－
被害集中地域	・神戸市南東部 ・阪神地域 （芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市） ・大阪府北摂地域（豊中市、吹田市）	

（インフラ被害：事務局で想定）

■道路網

次のような高架自動車専用道路は長期間通行不能になる恐れがある。
名神高速道路（尼崎ＩＣ－西宮ＩＣ）、阪神高速 3 号神戸線（姫島ＩＣ－月見山ＩＣ）、阪神高速 5 号湾岸線（北港ＪＣＴ－住吉浜ＩＣ）、阪神高速 11 号池田線（加島ＩＣ－池田ＩＣ）　等

■港湾・空港

震度 6 強～7 が想定されている神戸港、尼崎西宮芦屋港では、耐震バース以外の係留施設は利用不能になるおそれがある。
大阪国際空港周辺は震度 6 弱程度と想定されており、被災直後からヘリ離着陸などの利用が可能と考えられる。

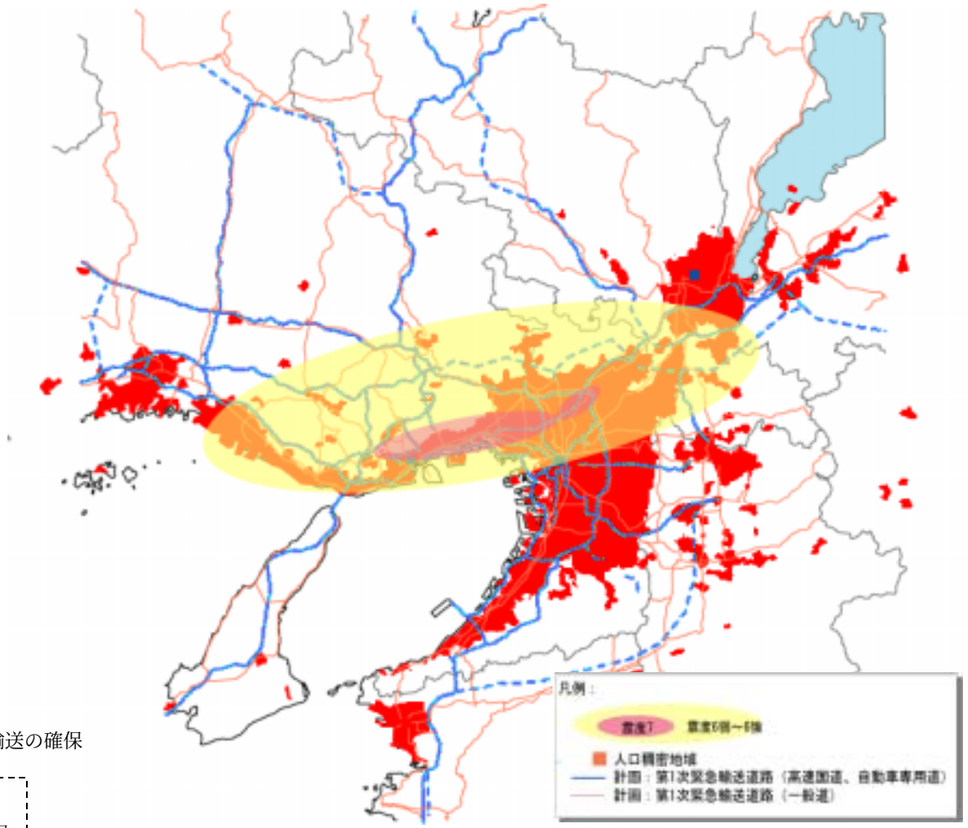

■応急対策活動の広域的様相　（［　　］内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
・自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
・国、他府県への応援要請

消火・救助・救急活動
・府県内の警察／消防による初動活動　・応援要請にもとづく、第 3 師団管内自衛隊による初動活動
・他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
兵庫県：しあわせの村(205ha)、西猪名総合運動公園(5.4ha)
大阪府：万博記念公園(264ha)、大阪城公園東部地区

医療救護活動
・府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
・被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
・海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
・神戸市南東部へのアクセス
（北から）新神戸ＴＮ　（西から）山麓ＢＰ
・大阪府北摂地域へのアクセス
（北から）中国吹田ＩＣ　（東から）近畿道摂津北ＩＣ
・阪神地域へのアクセス
（北から）六甲北有料道路、中国宝塚ＩＣ→市道、中国豊中ＩＣ→171 号
（東から）国道 2 号、43 号

避難収容活動
・避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

＜広域避難路＞
・神戸市　東方向(想定 15.5 万人)：国道 2 号、43 号、171 号　西向き(想定 13 万人)：国道 2 号
北方向(想定 2.5 万人)：国道 428 号
※関西広域連携協議会で検討中のもの

物資輸送活動
・食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞（右部に図示）
(兵庫県)三木震災記念公園(仮称)[308ha]、しあわせの村[205ha]、西猪名公園[5.4ha]（ヘリ:東久代運動公園）、甲子園浜海浜公園[49ha]（ヘリ:鳴尾浜海浜公園）、神戸港内各拠点、神戸空港[272h]
(大阪府)万博公園[264ha]、大阪国際空港[317ha]、大阪城公園東部地区

物資搬出
・し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

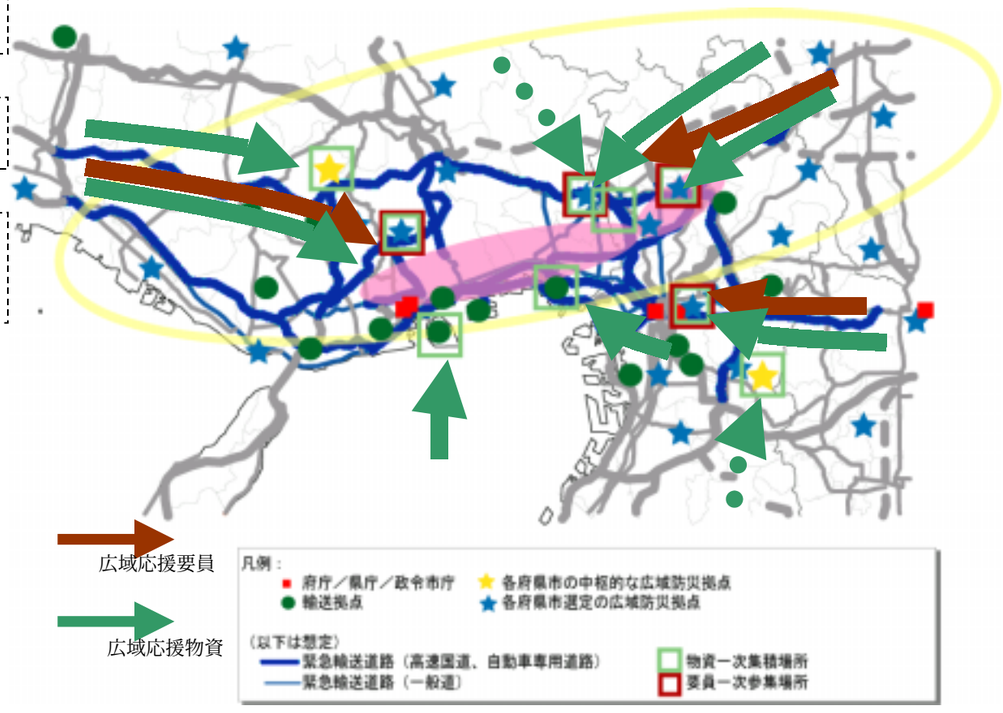

■特徴的な課題・リスク

・神戸市中央区周辺は震度 7 の激震が想定されており、兵庫県・神戸市量災害対策本部の初動が遅れるおそれがある。
・南北の主要幹線道路の不足から著しい交通渋滞が発生し、被災地中央部へのアクセスが悪く、初動活動や支援に支障が出る恐れがある。
- 被災範囲が東西に長く、中央部の西宮、今津地域への陸路の外部からのアクセスが悪い。
- 緊急輸送の要路となる中国道吹田 IC～宝塚 IC で震度 6 強、吹田 IC 付近で震度 7 が想定されており、被災地中央部へのアクセスが更に悪くなる恐れがある。

・神戸市で帰宅困難者が大量に発生する。特に東方面への帰宅が困難となる。
・大阪市で大阪府北部への帰宅困難者が発生する。

２．花折断層帯

■被害様相

（人的被害：地域防災計画より）

	滋賀県	京都府
死者数	192 人	10,400 人
負傷者数	1,398 人	102,530 人
避難者数	－	415,800 人
罹災者数	－	－
被害集中地域	京都市左京区の南部、東山区、山科区	

（インフラ被害：事務局で想定）

■道路網

名神高速京都南 IC から京都東 IC の間で、震度 7 程度の激震が想定されており、この区間が長期利用不可能になるおそれがある。

その他の高架自動車専用道路はいずれも震度 6 弱から 6 強の間であり、緊急輸送道路としての利用が可能であると考えられる。

■港湾・港湾

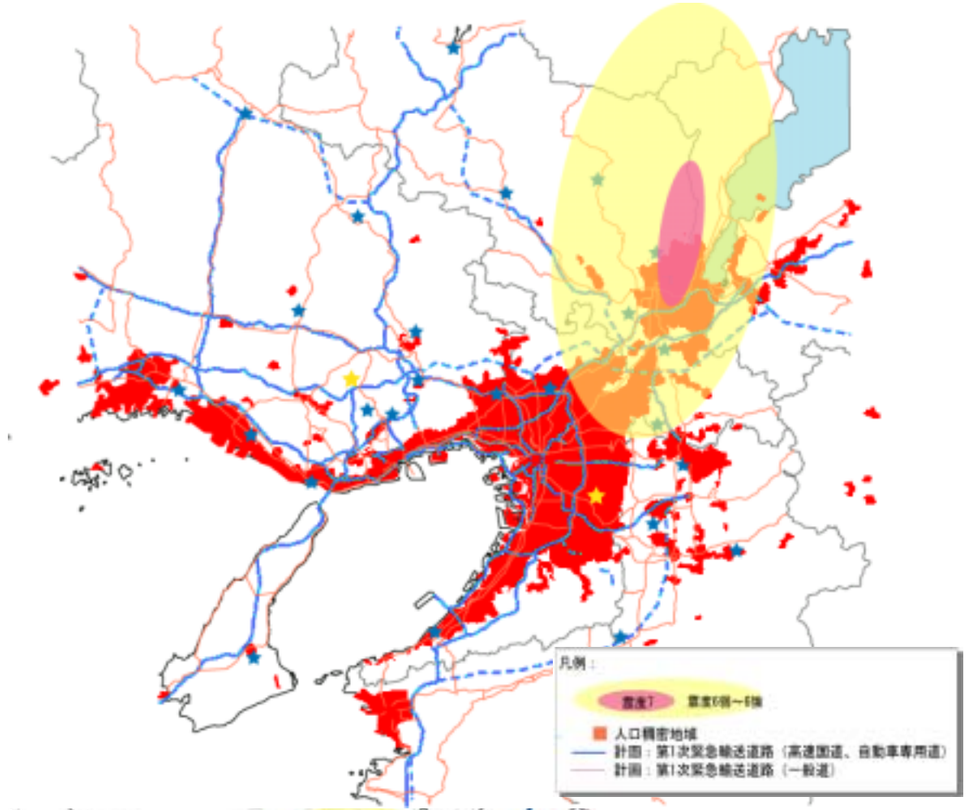

■応急対策活動の広域的様相　（- - - - 内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
- 自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
- 国、他府県への応援要請　・協定締結業者への応援要請

消火・救助・救急活動
- 府県内の警察／消防による初動活動
- 災害派遣要請にもとづく、自衛隊（京都市及び大山崎町以北は第７普通科連隊、宇治市・久御山町及び八幡市以南は第４施設団）による初動活動
- 他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
滋賀県：希望が丘文化公園(390ha)、湖西浄化センター(10.7ha)
京都府：西京極総合運動公園(14ha)　（その他、現在検討中）

医療救護活動
- 府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
- 被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
- 海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
・京都府北東部、滋賀県北西部へのアクセス
（北から）国道 162 号線、湖西道路
・滋賀県南部へのアクセス
（東から）名神高速瀬田西 IC
・京都府南部へのアクセス
（西から）京都縦貫自動車道～国道 9 号、名神高速京都南 IC　（東から）名神高速京都東ＩＣ、名神高速～京滋バイパス
（南から）京奈和自動車道

避難収容活動
- 避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

物資輸送活動
- 食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞
(滋賀県)希望が丘文化公園(390ha)、湖西浄化センター(10.7ha)、
(京都府)府立山城総合運動公園(92.3)、府立丹波自然運動公園(52.7ha)
(京都市)西京極総合運動公園(14ha)
(大阪府)大阪府中部防災拠点（八尾空港）

物資搬出
- し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

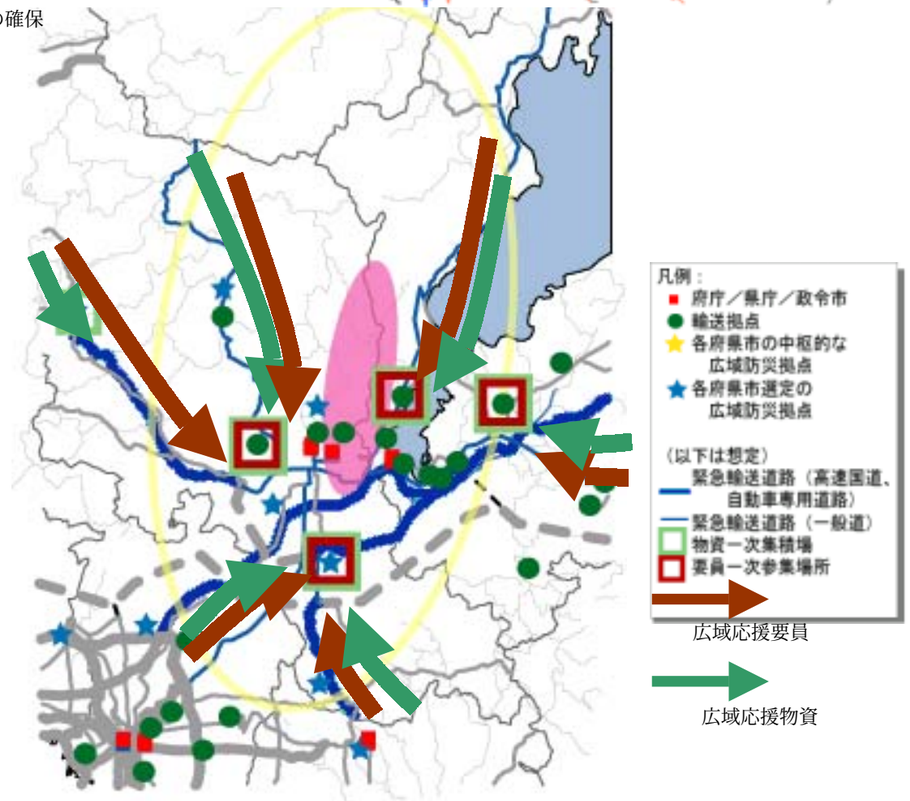

■特徴的な課題・リスク

- 水輸送に適する港湾がない
- 激震地である被災地中心（京都市左京区周辺）への陸路のアクセスが悪い
- 京都市で帰宅困難者が大量に発生する。全方向への帰宅が困難となる。

３．生駒断層帯

■被害様相

（人的被害：地域防災計画より）

	大阪府	奈良県
死者数	12,870 人	3,530 人
負傷者数	79,551 人	24,680 人
避難者数	531,070 人	82,200 人
罹災者数	1,802,925 人	281,400 人
被害集中地域	・大阪府東部（門真市、大東市、東大阪市、八尾市） ・大阪市東南部（柏原市、藤井寺市、松原市東部）	

（インフラ被害：事務局で想定）

■道路網

近畿道摂津南 IC から松原 IC にかけて震度 7 程度の激震が想定されており、この区間が通行不能になるおそれがある。

また、阪高東大阪線～第 2 阪奈、西名阪自動車道といった大阪と奈良をつなぐ主要な幹線道路も震度 7 想定域にあり、大阪 ―奈良間の交通が寸断されるおそれがある。

■港湾・空港

震度 6 弱～6 強が想定されている大阪港、堺泉北港では、耐震バース以外の係留施設は利用不能になるおそれがある。

大阪国際空港周辺は震度 6 弱程度と想定されており、被災直後からヘリ離着陸などの利用が可能と考えられる。また八尾空港は主要施設そのものの損壊はないと想定されるが（詳細は現在調査検討中）、激震地の中心にあるため周辺被災による影響が懸念される。

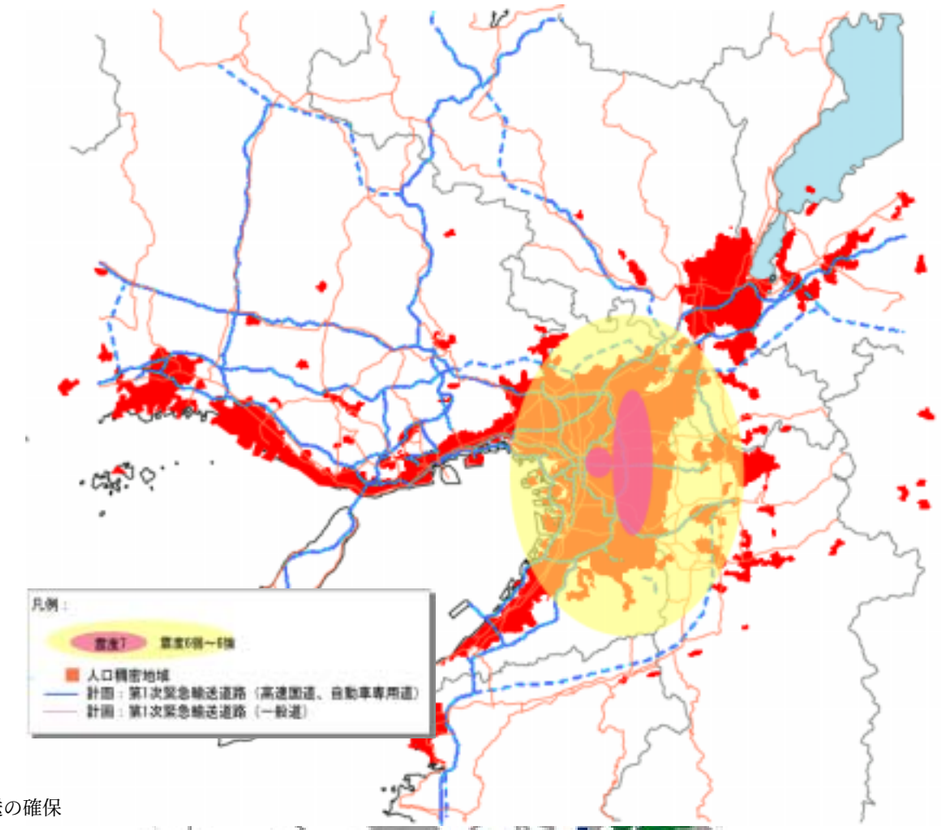

■応急対策活動の広域的様相　（　　内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
・自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
・国、他府県への応援要請

消火・救助・救急活動
・府県内の警察／消防による初動活動　・応援要請にもとづく、第 3 師団管内自衛隊による初動活動
・他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
奈良県：第 2 浄化センター(38.8ha)
大阪府：万博公園(264ha)、山田池公園(45ha)、大泉緑地(88ha)

医療救護活動
・府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
・被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
・海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
・大阪府北部へのアクセス
（京都から）名神高速、国道 1 号　（兵庫から）中国道、阪高神戸線～名神高速、阪高湾岸線
・大阪府南部へのアクセス
（和歌山から）阪高湾岸線、阪和自動車道
・奈良県へのアクセス
（京都・滋賀から）京滋バイパス～京奈和自動車道　（和歌山から）国道 24 号　（三重から）国道 163 号、25 号、165 号

避難収容活動
・避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

物資輸送活動
・食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞
奈良県：県営競輪場(6.7ha)、第 2 浄化センター(38.8ha)
大阪府：万博公園(264ha)、山田池公園(45ha)、大泉緑地(88ha)、住江公園
大阪国際空港、八尾空港（大阪府中部広域防災拠点）

物資搬出
・し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

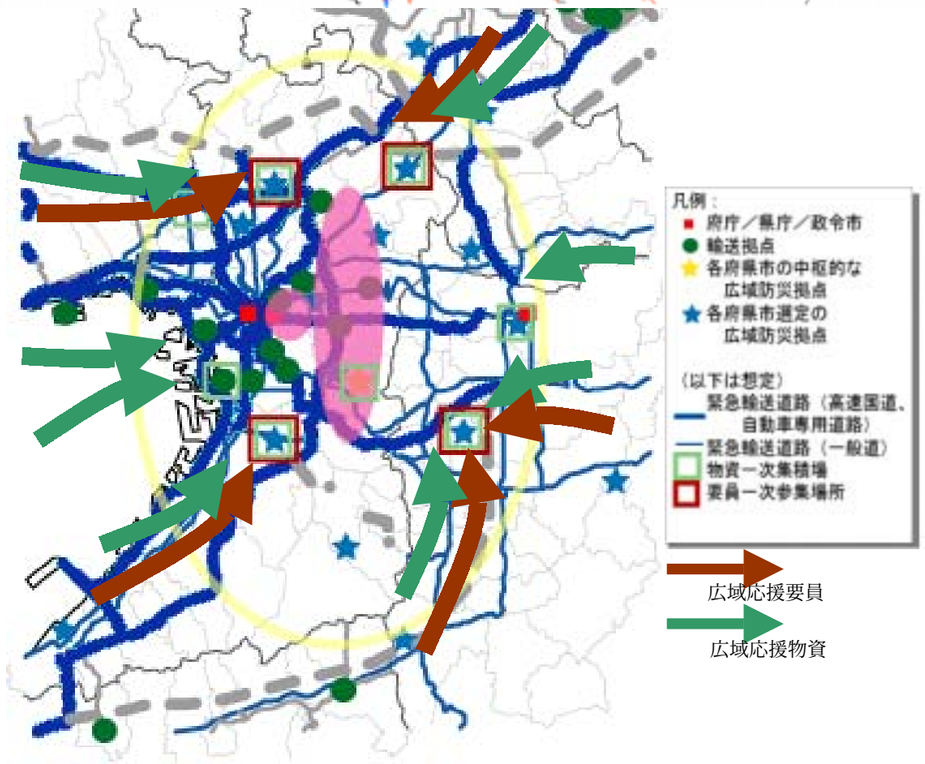

■特徴的な課題・リスク

・奈良県には自衛隊駐屯地がなく、初動時の派遣が遅れるおそれがある。
・大阪市で帰宅困難者が大量に発生する。全方向への帰宅が困難となる。

４．上町断層帯

■被害様相

（人的被害）

	大阪府
死者数	19,275 人
負傷者数	132,352 人
避難者数	851,791 人
罹災者数	2,801,882 人
被害集中地域	・大阪市（大阪市中央区を中心として、北区、淀川区、西区、浪速区、天王寺区北部）

（インフラ被害）

■道路網

環状線を中心とした都心部の阪高の路線区域で震度 7 が想定されており、これらの路線が通行不能になるおそれがある。また、近畿道吹田 IC から松原 IC までの区間も激震地域に含まれるため、これにより大阪府内の南北交通が途絶する可能性がある。

また、吹田 IC から中国道宝塚、名神尼崎までの区間も激震地域に含まれ、近畿圏全体の東西流が滞るおそれがある。

■港湾・港湾

震度 6 弱～6 強が想定されている大阪港、堺泉北港では、耐震バース以外の係留施設は利用不能になるおそれがある。

大阪国際空港周辺は震度 6 弱程度、八尾空港は 6 未満と想定されており、ともに被災直後からヘリ離着陸などの利用が可能と考えられる。

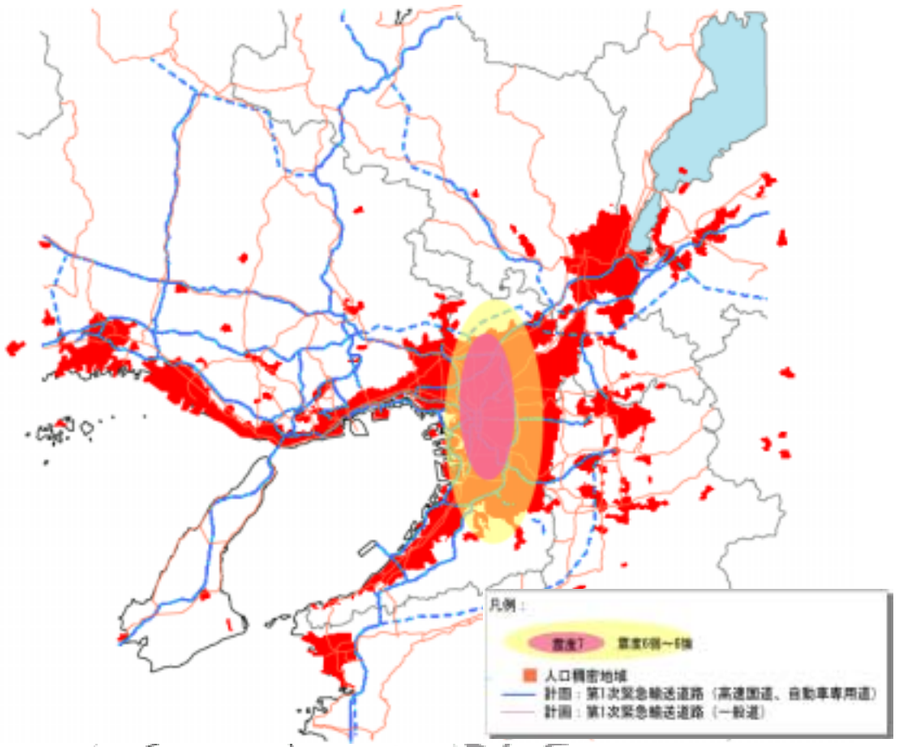

■応急対策活動の広域的様相　（- - - 内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
- 自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
- 国、他府県への応援要請

消火・救助・救急活動
- 府県内の警察／消防による初動活動　・応援要請にもとづく、第 3 師団管内自衛隊による初動活動
- 他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
万博公園(264ha)、久宝寺公園(39ha)、大泉緑地(88ha)

医療救護活動
- 府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
- 被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
- 海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
- 大阪府北部へのアクセス
  （京都から）名神茨城 IC、国道 1 号　（兵庫から）中国豊中 IC、名神豊中 IC、阪高神戸線、阪高湾岸線
- 大阪府中部へのアクセス
  （奈良から）国道 163 号、第 2 阪奈道路、西名阪道路　（和歌山から）阪高湾岸線、阪和自動車道

避難収容活動
- 避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

物資輸送活動
- 食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞
万博公園(264ha)、住江公園、東大阪トラックターミナル(16ha)、大泉緑地(88ha)、
大阪国際空港、八尾空港（大阪府中部広域防災拠点）

物資搬出
- し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

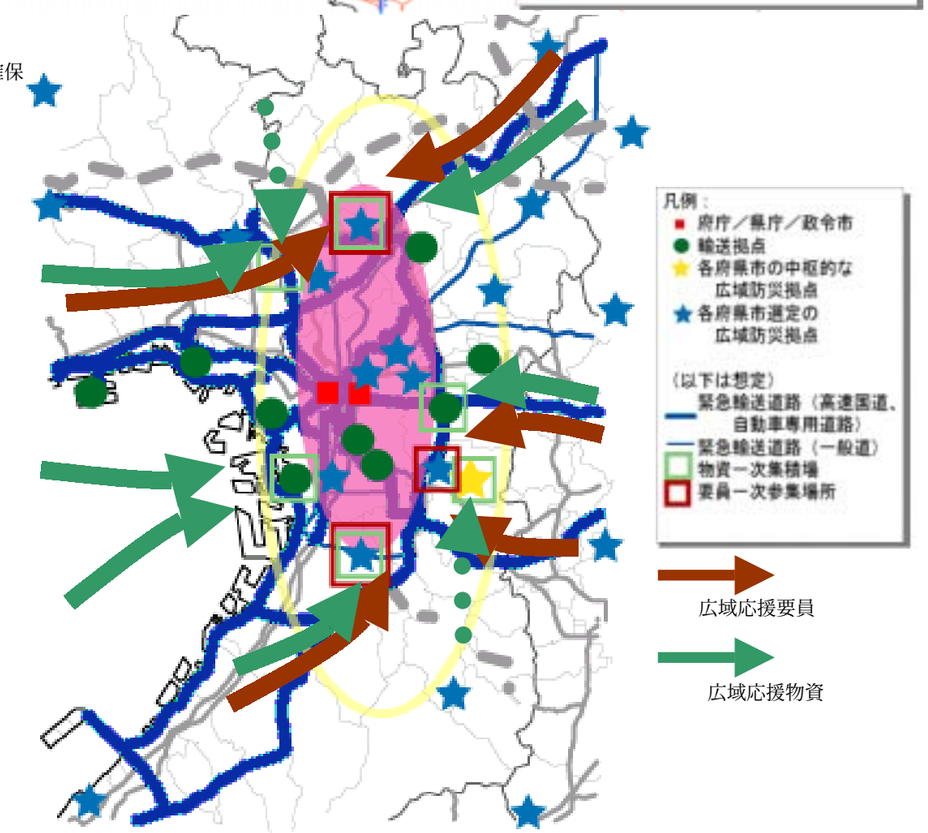

■特徴的な課題・リスク

- 大阪市で帰宅困難者の大量発生、特に東方面への帰宅が困難
- 被災地域内で、物資供給の主な対象地となる収容避難所の所在と収容者数が共に過密。
  －大阪市想定：2.4 箇所／km で、1 箇所あたり 564 人。
  －阪神・淡路震災時、1 月 23 日の阪神地域：1.2 箇所／km で、1 箇所あたり 289 人。

５．中央構造線

■被害様相

（人的被害）

	兵庫県	大阪府	和歌山県
死者数	769 人	133 人	3,678 人
負傷者数	5,543 人	5,940 人	87,933 人
避難者数	27,995 人	33,630 人	164,089 人
罹災者数	－	114,544 人	－
被害集中地域	・和歌山市中心部		

（インフラ被害）

■道路網

阪和道路の一部和歌山市中部で、震度 7 が想定されている。和歌山市への

■港湾・空港

震度 6 弱～6 強が想定されている和歌山下津港では、耐震バース以外の係留施設は利用不能になるおそれがある。

近隣の空港では、関西国際空港、八尾空港、南紀白浜空港が、応急対策活動での利用が可能と考えられる。

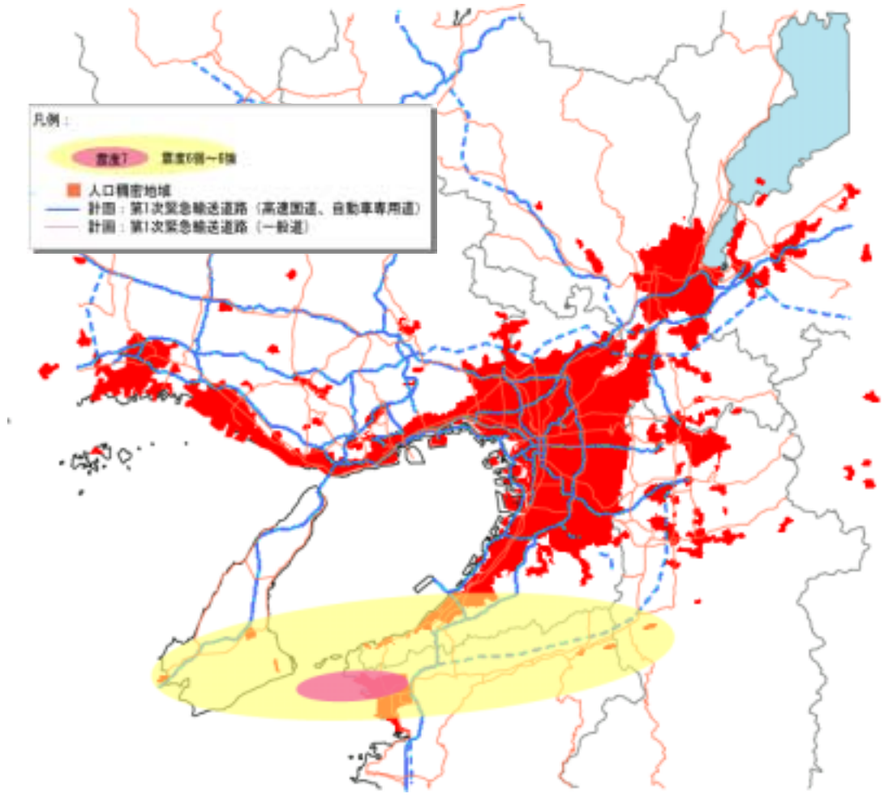

■応急対策活動の広域的様相　（　　内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
・自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
・国、他府県への応援要請

消火・救助・救急活動
・府県内の警察／消防による初動活動　・応援要請にもとづく、第 3 師団管内自衛隊による初動活動
・他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
兵庫県：洲本市陸上競技場(2.3ha)
大阪府：大阪府南部広域防災拠点(2.4ha)
和歌山県：紀三井寺公園（14.5ha）
奈良県：吉野川浄化センター(12.7ha)

医療救護活動
・府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
・被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
・海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
・淡路島南部へのアクセス
　神戸淡路鳴門自動車道、海上からの洲本港へのアクセス
・和歌山市へのアクセス
　（大阪から）阪和自動車道、国道 26 号　（奈良から）国道 24 号
　（和歌山南部から）国道 42 号

避難収容活動
・避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

物資輸送活動
・食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞
兵庫県：洲本市陸上競技場(2.3ha)
大阪府：大阪府南部広域防災拠点(2.4ha)、関西国際空港、八尾空港（大阪府中部広域防災拠点）
和歌山県：紀三井寺公園（14.5ha）、和歌山下津港
奈良県：吉野川浄化センター(12.7ha)

物資搬出
・し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

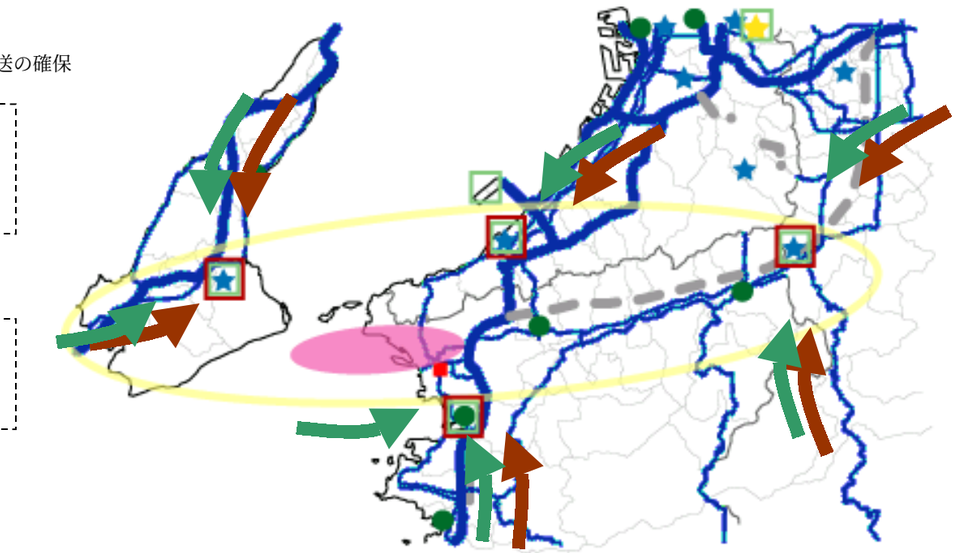

■特徴的な課題・リスク

・和歌山市への陸路のアクセスが、北からは幹線道路が一本のみと悪い。
・淡路島南東部沿岸地域への道路が一本しかなく（主要地方道洲本南淡線）、各所で寸断され孤立したとき陸からの活動ができなくなるおそれがある。

６．南海トラフ

■被害様相

（人的被害）

	兵庫県	大阪府	和歌山県	奈良県
死者数	605 人	80 人	2,013 人	20 人
負傷者数	3,639 人	9,259 人	73,030 人	170 人
避難者数	5,130 人	65,590 人	59,496 人	100 人
罹災者数	－	219,283 人	－	400 人
被害集中地域	・和歌山市をはじめとした、和歌山県平野地域 ・神戸～阪神地域			

（インフラ被害）

■道路網

和歌山県沿岸全域で震度 6 以上、および最大の地域で 8m を超える津波が想定されている。交通アクセスの点では、和歌山県沿岸の狭い平野部で南北に広範囲に被害が発生することから、この地域へのアクセスが極端に悪くなることが予想される。

阪神地域で震度 6 強が想定されており、阪高神戸線・湾岸線の通行に支障をきたすおそれがある。また大阪湾岸沿いの阪高湾岸線は、全線に渡って津波の影響を受ける。

■港湾・空港

沿岸部の海面近くに位置する関西国際空港では、空港施設およびアクセス路など周辺施設津波が津波による影響を受ける恐れがある。また、南紀白浜空港では、空港アクセス路への影響が懸念される。

また大阪湾および和歌山県沿岸部の港湾施設も津波の被害を受け、係留施設の損壊などにより使用不能あるいは処理能力が低下する可能性がある。

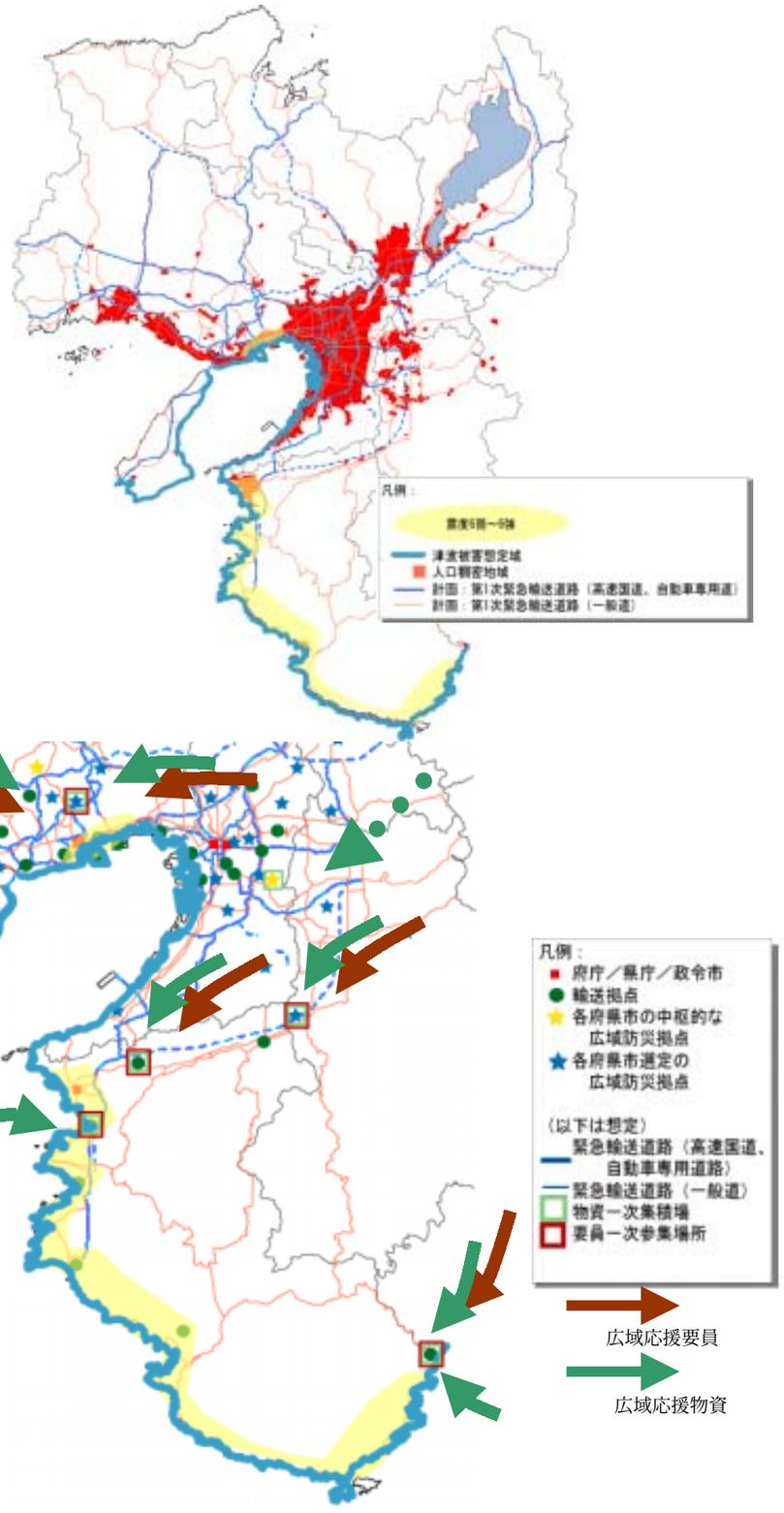

■応急対策活動の広域的様相　（［　　］内は仮に想定したもの。実際については各府県市・関係機関で検討中。）

本部設置・情報収集
- 自治体災害対策本部の設置、被害情報収集　・国の現地機関、緊急災害対策本部、緊急現地災害対策本部との連絡
- 国、他府県への応援要請

消火・救助・救急活動
- 府県内の警察／消防による初動活動　・応援要請にもとづく、第 3 師団管内自衛隊による初動活動
- 他府県の警察／消防、他師団管内の自衛隊からの受援活動（参集、案内等）

＜一次参集場所＞（右部に図示）
兵庫県：しあわせの村(205ha)
和歌山県：和歌山県庁本庁舎、那賀総合庁舎周辺、新宮高校、紀三井寺公園
奈良県：吉野川浄化センター(12.7ha)

医療救護活動
- 府県内医療機関による救急医療、患者搬送、救護所設置　・救護班派遣やヘリ等機材の他府県機関からの受援

緊急輸送路の確保
- 被害情報収集、初動規制　・緊急輸送道路の指定、啓開、通行規制　・港湾・河川での船舶輸送の確保　・航空輸送の確保
- 海上及び航空交通と道路交通の連絡

＜緊急輸送道路のアクセスルート＞（右部に図示）
・和歌山市へのアクセス
（大阪から）阪和自動車道、国道 26 号　（奈良から）国道 24 号
（和歌山南部から）国道 42 号

避難収容活動
- 避難所開設、誘導　・帰宅困難者への情報提供、広域避難誘導

物資輸送活動
- 食料、水、生活必需品の調達　・救援物資の配送、供給

＜広域的な物資集積地点＞
兵庫県：しあわせの村(205ha)
大阪府：八尾空港（大阪府中部広域防災拠点）
和歌山県：那賀総合庁舎周辺、紀三井寺公園、和歌山下津港、新宮港
奈良県：吉野川浄化センター(12.7ha)

物資搬出
- し尿処理　・生活ごみの処理　・災害がれきの処理　・遺体の処理

■特徴的な課題・リスク

- 全府県が同時に被災することによって、近畿内各自治体の相互応援が遅れる。また、近畿圏の国の機関、あるいは他地域からの応援についても、広範囲の被災地の混乱により応援活動の初動が遅れる。
- 津波により広い範囲の沿岸部で被害が発生した場合、陸からの活動に加えて海上からの支援活動が必要となってくると思われる。
- 津波被害による漂流者の救出、漂流物の除去など海上での活動を想定した作業船艇や要員の確保を考慮する必要があると思われる。